

北九州市中小事業者一時支援金 申請要領

2021年3月25日時点

※本資料は、今後改定する可能性があります。

また、「2019年1月から2020年12月までの間に開業した事業者」や「月毎の売上の変動が大きい事業者」等の特例を講じる予定です。準備が出来次第、改めてお知らせします。

1 制度概要

2021年1～3月の期間に売上が減少した事業者で、福岡県の感染拡大防止協力金や国の一時支援金等の支援対象外となる事業者に対し、支援金を給付します。

2-1 給付額（算定方法）

(1)法人、青色申告を行った個人事業者※1

給付額 = (2019年又は2020年1～3月の合計売上) - (2021年の対象月※2の売上×3)

(2)白色申告を行った個人事業者

給付額 = (2019年又は2020年の年間売上÷4) - (2021年の対象月※2の売上×3)

※1 所得税青色申告決算書に月毎の売上を記載する必要がない場合等は、(2)による。

※2 対象月とは、1～3月までのうち「5 給付対象者」の(2)に該当する月の中から任意に選択した月をいう。

2-2 給付額（上限額）

給付上限額は次のいずれかとします。

また、複数の項目に該当する場合においても、給付は1事業者につき1回限りとします。

(1)緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者で、2021年1～3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同月と比較して、30%以上50%未満減少した事業者

①法人 上限15万円 ②個人事業者等 上限10万円

(2)(1)以外の事業者で、2021年1～3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同月と比較して、30%以上50%未満減少した事業者

①法人 上限10万円 ②個人事業者等 上限5万円

(3)(1)以外の事業者で、2021年1～3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同月と比較して、50%以上減少した事業者

①法人 上限15万円 ②個人事業者等 上限10万円

3 申請期間

2021年3月25日（木）～**6月18日（金）** ※消印有効。

4 申請方法

オンライン 又は 郵送

※各申請方法の詳細は次ページをご覧ください。

4-1 オンライン申請

現在、オンライン申請は準備中です。4月中旬頃の開始を予定しています。
オンライン申請受付開始後は、下記ホームページアドレス又はQRコードから
オンライン申請ページに移動できます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901261.html>



4-2 郵送申請

「8 申請に必要な書類」に定める書類を、以下の送付先へ郵送してください。
2021年6月18日（金）の消印有効です。

簡易書留・レターパックプラス等、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

【送付先】 〒802-0006

北九州市小倉北区魚町3-5-5 WORLD魚町ビル4階
北九州市中小事業者一時支援金事務局 行

☞切り取って宛名にご利用ください

- ※ 上記住所に直接ご来場いただいても、その場での受取は致しかねますので、郵送でお送りください。
- ※ 封筒には、差出人をご明記ください。
- ※ 一度提出された申請書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- ※ 書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

5 給付対象者

下記の全ての要件を満たす事業者を給付対象者とします。

(1)市内に事業所がある中小法人、個人事業者等

①中小法人等の場合は、以下の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア)2021年1月14日から申請日において、事業所等が継続して北九州市内にあること。

(イ)2021年3月1日時点において、次の(A)又は(B)のいずれかを満たす法人であること。

ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(A)又は(B)のうちいずれかを満たす法人であること。

(A)資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

(B)資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

②個人事業者等（フリーランスを含む）の場合は、以下の(ア)に該当すること。

なお、事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得等で確定申告した場合は、以下の(イ)にも該当すること。

(ア)2021年1月14日から申請日において、住民票上の住所又は事業所等が継続して北九州市内にあること。

(イ)2019年以前から、被雇用者又は被扶養者でないこと。

(2)2021年1~3月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月と比べ、30%以上減少していること。

(3)2019年以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(4)「6 不給付要件」に該当しないこと。

6 不給付要件

下記のいずれかに該当する事業者は北九州市中小事業者一時支援金を受給できません。

- (1) 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給対象となる事業者。
- (2) 「福岡県感染拡大防止協力金」の受給対象となる事業者。
又は、他の地方自治体による営業時間短縮要請に伴う協力金等の受給対象となる事業者。
- (3) 「福岡市売上が減少した事業者への支援金」等、他の地方公共団体による『2021年1～3月を含む期間の売上が減少したこと』を要件とする支援金等を受給した事業者。
- (4) 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第1に規定する公共法人。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (6) 政治団体。
- (7) 宗教上の組織若しくは団体。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者。
- (11) 宣誓及び同意項目のうち宣誓・同意しない項目がある事業者。
- (12) その他、北九州市中小事業者一時支援金の趣旨・目的に照らして給付することが適当でないとして市長が認める者。

7 支援金の審査・給付

申請内容等を精査し、適正と認められる場合に支援金を給付します。

審査にあたっては、支援金を円滑・確実に給付するため、必要に応じ、事業内容等に関する調査、確認を行うことがあります。また、専門家に内容の確認を行うことがあります。

申請内容を他の行政機関の求めに応じて提供することがあります。また、申請内容を他の行政機関から提供された情報と照合する場合があります。

申請書類の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。

審査結果は、後日郵送する「支援金給付決定通知書」でお知らせし、支援金は申請された金融機関口座に振り込みます。なお、申請から給付までは概ね2～3週間程度の期間を要します。

※ 「支援金給付決定通知書」は電子メールでの発送は行いません。また、同通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

8 申請に必要な書類

(1) 申請書（様式1）

(2) 確定申告書の写し

① 中小法人等の場合

2019年1月から3月及び2020年1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度分の確定申告書の控え

- ・ 確定申告書別表一の控え（最低2枚（片面））
- ・ 法人事業概要説明書の控え（最低4枚（両面））

② 個人事業者等の場合

2019年分及び2020年分の確定申告書の控え

- 【青色申告の場合】 ・ 確定申告書第一表の控え（2枚（片面））
・ 所得税青色申告決算書の控え（4枚（両面））
- 【白色申告の場合】 ・ 確定申告書第一表の控え（2枚（片面））

※ 確定申告書別表一又は第一表には、收受日付印が押印されている必要があります。

※ 郵送申告等により、收受日付印が押印された控えがない場合は、「納税証明書（その2所得金額用）」又は、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書とあわせて提出してください。

※ e-Taxの場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります（記載されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」をあわせて添付してください。）。

(3) 2021年1～3月の月毎の売上を確認できる書類の写し

※ 月毎の売上を確認できる書類であれば、形式は問いません。

※ 3月中に申請する場合は、後日、3月分の売上台帳等を提出していただきます。

(4) 事業者又は本人確認書類

① 中小法人等の場合

履歴事項全部証明書及び役員名簿（様式第2号）

※履歴事項全部証明書は、申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。

② 個人事業者等の場合

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、国民健康保険証の写し。

※ オモテ面のみ。有効期限内のもので、原則、資格取得日が2019年以前のものに限ります。

その他は次のいずれかで、住所、氏名、生年月日、顔写真が確認できるものの写し。

(A) 運転免許証又は運転経歴証明書

(B) マイナンバーカード（個人番号カード）のオモテ面

※ マイナンバーが記載されたウラ面は提出しないでください。

(C) 写真付きの住民基本台帳カードのオモテ面

(D) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証（両面）

※ 在留資格が特別永住者のものに限る。

(E) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※ 手帳様式は全ページ、カード様式は両面

(F) パスポート（顔写真が掲載されているページ）

(G) 各種健康保険証（両面）

※ 被保険者等記号・番号・保険者番号をマスキング(黒塗り)してください。

申請に必要な書類の記載は、次ページに続きます

8 申請に必要な書類（続き）

(5) 事業内容及び事業所が北九州市内にあることを確認できる書類の写し

以下のいずれかを提出してください。

①当該事業を営むにあたり、公的な許可等が必要な場合

- ・開設許可証、営業許可証など

※ 飲食店の場合は、上記に加え、ホームページの画面やチラシの画像等、もともとの営業時間が5時～20時までの間であることを確認できる書類を提出してください。

②当該事業を営むにあたり、公的な許可等が不要な場合

- ・店舗、事務所等の賃貸借契約書
- ・自社物件等の場合は、店舗等の屋号・看板等営業していることを確認できる写真、又はその施設に係る光熱水費等の公共料金を支払った領収書

※ 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合は、上記に加え、以下の(ア)、(イ)の書類を提出してください。

(ア) 業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書（様式第3号）

※ 契約内容、契約期間、報酬の記載があるもの

(イ) (ア)で提出する業務委託契約に関する「支払調書」「源泉徴収票」「支払明細書」又は「通帳の写し」のいずれか1つ

(6) 取引先情報一覧表（様式第4号）

(7) (6)の取引先との取引を確認できる書類の写し

請求書、納品書、領収書、取引内容を確認できる通帳、取引先を確認できる売上台帳等の写しを提出してください。

個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っており、上記の書類を提出できない場合は、商品・サービスの一覧表、店舗写真等を提出してください。

(8) 通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類の写し

金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義（カナ）が確認できるもの（通帳の1ページ目の見開きの写し等）

※ 中小法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。

※ 個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。

※ ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。

※ 上記に定めるもののほか、申請書の提出後に、必要に応じて追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不給付として取り扱います。

北九州市中小事業者一時支援金コールセンター

☎ 0120-218-567（9時～17時、土日祝含む）

※ 感染防止の観点から、対面での申請受付や問い合わせ対応は行いません。
ご理解、ご協力のほどお願いいたします。